

ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	規模拡大	3	令和5年7月1日から令和6年6月30日の間に土地利用型作物（水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積を1ha以上拡大していること。	なし（市で確認）
2	経営規模	2	令和6年産の土地利用型作物（水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積の合計面積が20ha以上であること。	なし（市で確認）
3	①認定新規就農者 ②認定農業者等 ③集落営農組織 ※いずれか1つのみ加点 (注)	1	①応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること。 ②以下のいずれかの要件を満たすこと。 ア 応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和7年度以降であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。 イ 青年等就農計画の有効期間が令和5年度中であり、かつ、令和6年度中に農業経営改善計画の認定申請予定であることが確認できること。 ③経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1の（1）の①のイの（ウ）の規定に基づき、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものとして市が判断し通知しているもの。	①なし（市で確認） ②ア：なし（市で確認） イ：確約書 ③なし（市で確認）
4	セーフティネット加入者 ①収入保険 ②水稲共済 ③収入減少緩和交付金（ナラシ対策） ※いずれか1つのみ加点	1	①令和6年産の農産物に係る収入保険に加入していること。 ②令和6年産の農作物に係る水稲共済に加入していること。 ③令和6年産の農作物に係る収入減少緩和交付金（ナラシ対策）の加入申請を行っていること。	①、②、③ なし（市で確認）
5	健診（検診）の受診 (注)	1	令和5年4月1日から応募時点の間で健診（検診）を受診していること、又は令和6年度末までに受診予定であることが確認できること。 ※法人の場合は、代表者が健診（検診）を受診していること、又は受診予定であること。	健診（検診）受診の領収書、又は結果通知書等 （受診予定の場合は予約票等）
6	環境負荷の低減	1	令和6年産の土地利用型作物（水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし）の栽培管理において、以下のいずれかに取り組んでいること。 ・化学肥料・化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減 ・有機質資材（堆肥、魚かす、油粕かす等）の利用 ・土壌診断の実施 ・局所施肥の実施 ・緑肥作物の導入 ・バイオ炭の農地施用	取組が分かる書類

（注）申請者が農業者団体の場合、「No.3（③を除く。）」及び「No.5」は構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点する。